

# 「企業発達応援型」社債保証」利用申請書兼資格要件申告書

年 月 日

栃木県信用保証協会 殿

(申込人)

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

私は、信用保証委託申込にあたり「企業発達応援型」社債保証」の利用を申請いたします。  
なお、同保証の申込人資格要件につきましては、以下のとおり該当します。

(該当する項目に○印を付してください。)

No.	申 込 人 資 格 要 件	確 認 書 類	
【健康・働き方要件】…信用保証料率：基準料率から▲20%の料率を適用 (0.360%~1.520%)			
①	日本健康会議から、「健康経営優良法人認定制度」(経済産業省が事務局を務める次世代ヘルスケア産業協議会健康投資ワーキンググループによるもの)に基づく認定を受けている。《有効期限：__年3月31日》	認定証の写し	
②	厚生労働大臣(都道府県労働局長)から、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定(「くるみん」認定若しくは「トライくるみん」認定)又は基準適合認定一般事業主認定(「プラチナくるみん」認定)を受けている。	基準適合一般事業主認定通知書の写し(※)又は基準適合認定一般事業主認定通知書の写し(※)	
③	厚生労働大臣(都道府県労働局長)から、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主認定(「えるぼし」認定)又は基準適合認定一般事業主認定「プラチナえるぼし」認定)を受けている。	基準適合一般事業主認定通知書の写し(※)又は基準適合認定一般事業主認定通知書の写し(※)	
④	厚生労働大臣(都道府県労働局長)から、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主認定(「ユースエール」認定)を受けている。《有効期限(事業年度終了日)：__年__月__日》	基準適合事業主認定通知書の写し(※)	
⑤	厚生労働省(都道府県労働局長)から、「安全衛生優良企業」認定を受けている。《有効期限(認定の日から3年後)：__年__月__日》	安全衛生優良企業認定通知書の写し(※)	
⑥	栃木県知事から、「男女生き生き企業」認定を受けている。《有効期限：__年12月31日》	認定証の写し(※)	
⑦	栃木県知事、全国健康保険協会栃木支部及び健康保険組合連合会栃木連合会の長から、「とちぎ健康経営事業所認定制度」に基づく認定を受けている。《有効期限(認定の日から3年後)：__年__月__日》	認定証の写し(※)	
⑧	厚生労働省(都道府県労働局長)から、「障害者雇用優良中小事業主」認定を受けている。	認定証(※)	
【会計力要件】…信用保証料率： 《①、②のいずれにも該当》基準料率から▲15%の料率を適用 (0.382%~1.615%) 《①、②のいずれかに該当》基準料率から▲10%の料率を適用 (0.405%~1.710%)			
①	「中小企業の会計に関する指針」に拠り計算書類を作成している。《事業年度(直近)：__年__月__日~__年__月__日》	「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト(日本税理士会連合会書式)の写し	
	「中小企業の会計に関する基本要領」に拠り計算書類を作成している。《事業年度(直近)：__年__月__日~__年__月__日》	「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト(日本税理士会連合会書式)の写し	
②	税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項等を記載した書面が作成されている。《事業年度(直近)：__年__月__日~__年__月__日》	「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」の写し(ただし、「法人税」に係るものに限る。)	

【健康・働き方要件】、【会計力要件】のいずれも満たす場合、【健康・働き方要件】の信用保証料率を優先して適用します。

※ 厚生労働省又は栃木県のウェブサイトへの掲載により確認が可能な場合に限り、書類の提出は不要となります。なお、認定期間の定めがある要件の場合は、その期間内に信用保証委託申込を行う必要があります。